

第 18 期船橋市男女共同参画推進委員会第 3 回会議録

日時：令和 7 年 3 月 14 日（金）

時間：午後 2 時から午後 3 時 30 分

場所：市役所 9 階 第一会議室

1. 開催日 令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 2 時から午後 3 時 30 分

2. 開催場所 市役所 9 階第 1 会議室

3. 出席者 13 名（欠席 1 名）

4. 傍聴者 1 名

5. 議題

(1) 指定管理者ごとの女性管理職割合、男性育児休業取得率の調査結果について

(2) 市政モニターアンケート実施結果について

(3) 市からの報告事項について（パートナーシップ自治体間連携）

(4) 第 5 次船橋市男女共同参画計画策定について

(5) 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート（案）について

〈事務局〉

それでは、只今より第 3 回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。

この会議は、船橋市情報公開条例第 26 条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

ここで、傍聴希望者がおりますので、会場内へ案内いたします。

おまたせいたしました。それでは、配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は、

資料 1-1 指定管理者ごとの女性管理職割合の調査結果

資料 1-2 指定管理者ごとの男性育児休業取得率の調査結果

資料 2 市政モニターアンケート実施結果

- 資料 3 パートナーシップ自治体間連携資料
- 資料 4-1 船橋市男女共同参画計画推進のための全体スケジュール
- 資料 4-2 第 4 次船橋市男女共同参画計画概要版（抜粋）
- 資料 4-3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関係書類
- 資料 5-1 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート調査概要（案）
- 資料 5-2 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート（案）
- 資料 5-3 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート（案）に対する意見書用紙
- 資料 5-4 （内閣府）男女共同参画社会に関する世論調査報告書概要版（令和 6 年実施）
- 資料 5-5 （千葉県）令和元年度男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査結果概要版
- 資料 5-6 （船橋市）令和 2 年度男女共同参画市民アンケート報告書

がございます。不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

次にマイク的使用方法についてご説明いたします。

ご発言いただく際は、マイク前方にございます四角のボタンを押していただき、ランプが赤になっているかご確認のうえ、お話ください。

なお、終了されましたら、再度ボタンを押していただき、ランプが消えているかご確認いただきますようお願いいたします。

〈事務局〉

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第 5 条に基づき、会長の泉様をお願い致します。それでは泉会長お願いいたします。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございました。それでは、次第に沿って、会議を進めていきたいと思っております。

まず議題（1）「指定管理者ごとの女性管理職割合、男性育児休業取得率の調査結果について」事務局から説明があります。事務局よろしく申し上げます。

〈事務局〉

指定管理者ごとの女性管理職割合、男性育児休業取得率の調査結果について、ご説明いたします。

これまでの会議の中で、第17期の推進委員会からいただいた船橋市男女共同参画提言書に対する市の取り組み状況をご報告いたしました。また、委員から「女性管理職の割合や、男性の育児休業取得率を調査・公表する対象を、市職場だけでなく、市の指定管理者にも拡大し、まずは指定管理者ごとの女性管理職割合、男性育児休業取得率の調査・公表をしていただきたい」とのご意見をいただきました。市ではその調査を実施し、調査結果ができましたのでご報告いたします。

資料1-1をご覧ください。

まず、管理監督職への女性職員の登用率、令和6年4月1日現在の調査結果です。簡単にご説明いたします。

表の左から施設名・市の担当課・指定管理者名・職員数・女性の職員数・管理監督職数・女性の管理監督職数・登用率となっております。

この中で、6番のふなばし三番瀬海浜公園と14番のふなばし三番瀬環境学習館は同じ指定管理者がまとめて管理を行い、勤務する職員も同じということで、まとめて回答しているようなケースがございます。

また、8番、船橋市営海神三丁目団地の欄では、施設名に「ほか37団地」と記載されており、同じ指定管理者がまとめて38団地を管理しているもので、その職員は市役所本庁舎6階にございます船橋市営住宅管理センターで勤務している職員となります。

データとして集計ができましたので結果を見てみますと、0%から100%と施設により大きな差が出ました。そもそも職員数自体が少ない、また、管理職総数が少ないという施設も多く、女性管理職が1名いるだけでも割合が高くなるケースも多々ありました。職員数が多い中でも女性管理職登用率が高い施設ですと、社会福祉施設の中で16番の船橋市立リハビリテーション病院は45.5%となっております。

また、表の一番下の参考には市職場における割合を載せております。市職場に課長補佐級以上の職に占める女性の割合、令和5年度実績は22.8%となっております。

続いて資料1-2をご覧ください。

男性職員の育児休業取得率、令和5年4月1日から令和6年3月31日の調査結果です。育児休業については、年度内に合算して1週間以上の育児休業を取得した者を対象としております。表の左から施設名・市の担当課・指定管理者・男性職員のうち、配偶者が出産したものの数・男性職員であって育児休業等を取得したものの数・男性職員の育児休業取得率となっております。

こちら結果を見てもと、配偶者が出産した職員数がないケースもあり、一部の施設のみ割合が出ている結果です。職員数が比較的多い16番以降の社会福祉施設では、職員が取得をしている状況がみられます。

また、表の一番下の参考には市職場における割合も参考に載せております。市職場に男性の育児休業取得率、1週間以上取得は65.9%となっております。

今回、委員からご意見いただき調査を行ったことで女性管理職割合や男性育児休業取得率について、各指定管理者に対する意識づけのきっかけになることができたものと思います。ご意見いただきましたことに感謝申し上げます。

市としては、市内指定管理施設はもちろん、市内の事業所でのこれらの割合について女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進という視点から市民や事業者の皆様に啓発をしていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から議題(1)について説明がありましたが、何かご質問ございますでしょうか。

よろしければ議題1については終わりとさせていただきます。

次に、議題(2)「市政モニターアンケート実施結果について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉

本年度、市政モニター制度で男女共同参画センター等について市民に聞く機会を得られましたので実施しました。その調査結果が出ましたので、ご報告いたします。

まず、市政モニター制度についてご説明いたします。

資料2の2ページ目をご覧ください。

市政モニター制度自体は市民の声を聞く課が実施するもので、広く市民の皆様の意識を把握するため、モニターの方々にアンケート調査などを行い、今後の市政運営の基礎資料として活用しようとするものです。

市政モニターの選出については、地域・年代・性別などを考慮して抽出した2,000人にご案内を送付し、応募いただいた方の中から先着順の300人程度に、任期1年(4月～翌年3月)でお願いして実施するものです。

今回実施しました調査内容は男女共同参画推進についてです。

目的ですが、市の男女共同参画推進に関する施設の利用や事業参加状況等を把握することにより、今後の施策の方向性を検討することを目的としています。

調査結果についてご説明いたします。

モニター数318人、調査期間は令和6年12月17日から令和7年1月6日で実施されました。項目3、回収結果としては、318人のうち、282人から回答がありました。

項目5回答者のプロフィールの円グラフをご覧ください。

回答者の性別は男性が44.3%、女性が55.7%です。

年代は10～20歳代8.5%、30歳代13.5%、40歳代19.5%、50歳代23.8%、60歳代20.9%、70歳代が13.8%でした。

3ページをご覧ください。

質問1つ目、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターは、令和元年11月に船橋駅前フェイスビル5階に移転しました。移転前と移転後に、男女共同参画センターを

利用したことはありますか。という質問です。また、質問 2 つ目、男女共同参画センターの事業で参加、利用したことがあるものを全て選んでください。複数選択可。という質問です。

これら 2 問の質問の意図ですが、男女共同参画センターの移転前後でどのくらい利用実績で変動があるか、どのような事業が参加や利用のきっかけになるかを把握し、今後の施設の利用促進に活かすためです。

結果としては、移転前での利用者は 2.1%、移転後の利用者は 2.5%でした。また、参加や利用した事業としては各種講座、女性のための居場所づくり事業である「より添い支援サロン」という回答でした。利用したことがある人が非常に少ない結果となりました。

より多くの市民にとって身近で利用しやすい施設となるよう、男女共同参画に係る情報資料や図書の貸し出し、相談業務、交流の場の提供、講座等の企画の実施など、男女共同参画センターの充実を、今後検討していきたいと考えております。

次に質問 3 つ目、男女共同参画社会を実現するために、今後、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか（複数回答可）。

この質問に対しては「5. 男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実」が最も多く 64.9%、次いで「1. 広報など啓発の推進」44.0%、「3. 企業等への啓発」35.1%、「2. 学習機会の充実」30.9%となりました。また、「その他」の意見があり、詳細は 5 ページに記載されております。

市で実施している各事業は男女共同参画計画に基づき実施しているものですが、この結果を受けて、今後の事業の取り組み、例えばワーク・ライフ・バランスに関する市民への広報や講座の開催、企業への働きかけなどができないか検討していきたいと考えております。

4 ページをご覧ください。次に質問 4 つ目、男女共同参画の推進のために様々な講座やイベントを実施しています。どのような内容の講座に興味がありますか。参加したいと思う講座をお選びください。（複数回答可）

この質問に対しては「12. 地域における子育て支援のための講座」が最も多く 31.6%、次いで「4. ワーク・ライフ・バランス推進のための市民向け講座」30.9%、「2. 各種法令・制度の周知のための講座」28.7%、「7. 男性の介護への参画促進のための講座」28.0%、「5. ワーク・ライフ・バランス推進のための企業・雇用主向け講座」26.2%となりました。

次に質問5つ目、講座に参加する場合、参加しやすい時間帯をお選びください。(それぞれ複数回答可)

質問5の回答については資料のとおりです。

質問3と4と5の結果を得まして、市の対応として、市で実施している各事業は男女共同参画計画に基づき実施しているものですが、今回の結果を受けて、子育てやワーク・ライフ・バランス、介護等に関する市民への広報や講座の開催、企業への働きかけなどができないか、また、講座開催する際は講座の目的やターゲットを定め、より多くの方が参加いただけるような企画や日程を考慮していきたいと考えております。

また、男女共同参画推進についての自由意見を6ページから7ページに載せております。

資料の8ページをご覧ください。

今回の回答結果は男女別でも集計を取っています。

質問3の「男女共同参画社会を実現するために、市はどのようなことに力を入れていくべきか」に対する回答では、男女別で差が大きかったのは、5の男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実において、男性は56.8%に対し、女性は71.3%の結果がみられました。支援策の1つとして、例えば、保育や介護のサービス充実などが考えられると思います。

その他、男女別で差がみられたのは、2の学習機会の充実や6の女性、男性に対する暴力をなくすための施策の充実で女性が多い結果でした。

資料9ページをご覧ください。

問4の「どのような内容の講座に興味があるか」に対する回答では、男女別で差が大きかったのは、1の企業における女性の活躍推進のための講座において、男性は12.0%に対し、女性は22.9%の結果がみられました。

その他、男女別で差がみられたのは、4のワーク・ライフ・バランス推進のための市民向け講座や7の男性の介護への参画促進のための講座、12の地域における子育て支援のための講座で女性が多い結果でした。

多くの回答で女性が多い結果でしたが、9の性的少数者の理解のための講座については、

男女別でほとんど差は見られない結果でした。

資料 10 ページをご覧ください。

こちらは各質問における男女別の割合の詳細データとなります。

今回のアンケートで得られた結果について、市民のニーズや男女共同参画センター利用促進への課題をしっかりと精査し、今後の事業に活用するように努めます。

令和 6 年度市政モニターアンケート調査結果については以上でございます。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

〈泉会長〉

はい、高橋委員お願いします

〈高橋委員〉

はい、ご説明ありがとうございました。最後のその 8 ページ以降のアンケートのところで、男女の比率の大きいところということで、ピックアップいただいたんですが、更に年代別での集計はされていますでしょうか？その例えば育児への参画というところで男性もかなり年代別に意識はかなり違うと思っております、その辺りも集計として取れてるようでしたら、そこもやってみたらいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

〈事務局〉

事務局でございます。

ご意見ありがとうございます。本日は、男女別での集計という形で報告をさせていただきましたけれども、委員ご指摘の年代別の集計データは取れておりまして本日お見せできず本当に申し訳ございませんでした。データとしては出ておりますので、よろしければ別の機会にご報告させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございました。

では他に、はい木暮委員お願いいたします。

〈木暮委員〉

ご説明ありがとうございます。木暮です。2 ページの年代のグラフなんですけど 10 代 20 代の 8.5%となっていますで一応そのまま推進会議ってことでまあ社会推進ってこと考えるとおそらく 10 代と 20 代 30 代 40 代のボリュームがもうちょっとないといけないのかな、とっていてこの比率差っていうのはどうしてこうなって。これ回答ももらえなかったからちょっと少なくなってしまった、そういうことなんですか。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございます。事務局お願いします。

〈事務局〉

はい、事務局です。

市政モニターの選出については、地域・年齢・性別等を考慮して無作為に、2,000 人にお知らせし、応募いただいた方から先着 300 人程度の方をお願いして実施しているものですので、こちらのバラツキは応募者が少なかったということかと思います。

〈木暮委員〉

ありがとうございました。できたらまあ今後のこと考えた時にやっぱり僕は 20 代 30 代 40 代までの比率がもうちょっと高めでデータ取った方がもしかしたら良いのかなというふうには思っています。ありがとうございます。

〈泉会長〉

ありがとうございました、いかがでしょうか。

以上で議題（2）の議事は終わりました。

次に、議題（3）「市からの報告事項について」事務局から説明があります。事務局よろしくをお願いします。

〈事務局〉

はい。では市からの報告事項について説明させていただきます。

市では「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指して、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓を市が証明する「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」を令和3年12月から開始しております。また、子の届出をすることができるファミリーシップも令和5年4月から導入しております。

資料の中の1番についてです。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度と同様の制度を導入している自治体間において、都市間連携を締結しています。

都市間連携の内容は、転居の際の手続きの簡素化を図り、利用者の利便性向上を図るものです。具体的には、①転出元の自治体への宣誓証明書の返還等の手続きを不要とすること、②転入先の自治体への婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本等）の提出を省略可能とすることです。

2番、本市での連携状況です。

本市は2つの連携に加入しております。

1 千葉県内の連携では、本市は13市での連携に加入しております。

2 全国での連携では、本市は令和7年3月1日付で全国のネットワークに加入しました。こちらは全国188自治体での連携となります。連携自治体は別添資料をご確認いただければと思います。

1点目と2点目、パートナーシップ宣誓制度についてご報告させていただきましたが、市といたしましては、宣誓された方々のパートナーシップ、ファミリーシップの関係を尊重し、事業者や関係団体と連携しながら誰もが暮らしやすい街づくりを進めていきたいと考えております。令和6年度は啓発チラシを商工会議所様の会報誌に折り込んで市内事業

所に配布させていただきました。今後も本制度の周知・啓発に努めてまいります。

なお、本日時点での宣誓件数は、パートナーシップ宣誓が 65 件、そのうちファミリーシップ制度の届出が 2 件、都市間連携制度を活用しての転出入が 3 件となっております。

市からの報告事項については以上でございます。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から議題（3）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

〈泉会長〉

以上で議題（3）の議事は終わりました。

続いて、議題（4）「第 5 次船橋市男女共同参画計画策定について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉

はい。説明させていただきます。

資料 4-1 をご覧ください。

船橋市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成 13 年に最初の船橋市男女共同参画計画を策定し、第 2 次、第 3 次計画を経て、令和 4 年 3 月には第 4 次船橋市男女共同参画計画を策定しております。そして、次期計画、第 5 次計画は令和 8 年度に策定する予定です。皆様には、計画策定に向けて、今後の推進委員会でご意見等をいただくこととなります。

計画のスケジュールは資料のとおりです。昨年の 7 月に本推進委員会を開催した際にお示しした資料とほぼ同じで、その際の資料との相違点は、その後に開催された推進委員会の日程が上書きされている点です。

本日は、一番上の段の令和6年度の最後の開催です。令和7年度以降、第5次計画策定に向けて協議を進めていく予定です。

令和7年7月の会議では市民アンケートの内容確定、10月の会議では国の新たな計画や県のアンケート結果が示されている予定ですので、それについてご説明させていただきたいと思います。令和8年2月の会議では市民アンケート結果のご報告や、国や県の計画、市民アンケート結果などを参考に事務局で体系案を検討し、協議をさせていただきたいと考えております。

本日は、計画の性格についてご説明させていただきます。

資料4-2をご覧ください。

第4次計画の概要版の抜粋資料です。この中で3ページ目、一番上の「計画の性格」という箇所をご覧ください。

男女共同参画計画は船橋市総合計画を勘案して策定するものです。市の総合計画は、将来の市のあるべき姿を示すとともに、まちづくりの基本的な方向性を明らかにし、市政運営の指針となるもので、現在は第3次総合計画が策定されております。第3次総合計画では「男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す」としております。

男女共同参画計画については、男女共同参画社会基本法第14条第3項で「市町村は、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と定められており、この規定に基づく基本計画となります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる女性活躍推進法でも第6条第2項で市町村における推進計画策定の努力義務が定められております。女性活躍推進法では、第1条の目的で「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定める」とされており、男女共同参画と密接な関係にあることや、女性活躍推進法の基本方針では、「推進計画と男女共同参画計画を一体のものとして策定することも考えられる」とされていますことから、市の男女共同参画計画では女性活躍推進法における市町村の推進計画としても位置づけしております。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆるDV防止法でも第2条の3第3項にて市町村における計画策定の努力義務が定められております。DV防止法では「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要」とされており、こちらも男女共同参画と密接な関係にあることや、DV防止法の基本方針においても「他の法律に基づき市町村が策定する計画等であって、市町村基本計画と盛り込む内容が重複するものと一体のものとして策定することも考えられる」とされていますことから、市の男女共同参画計画ではDV防止法における市町村計画としても位置づけしております。

資料4-2のうち、施策の体系というページをご覧ください。

市の第4次計画では、方針として黒い星印のマークで「1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」「2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」「6 育児・介護の支援基盤の整備」を掲げており、これらの方針は女性活躍推進法を考慮して定められたものになります。

同じく、方針として白い星印のマークで「4 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」「5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」を掲げており、これらの方針はDV防止法を考慮して定められたものになります。これらの方針に基づき、方針を定め、各事業を実施しているものです。

説明したとおり、第4次計画は、各法律に基づく市町村計画という位置づけの性格でありました。

新たに策定する第5次計画についてですが、これらの法律に基づく市町村基本計画の位置づけに加え、令和6年に施行されました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」でも市町村での計画策定が努力義務となっており、同様に位置づけすることについて、皆様にご説明させていただきます。

ここで、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関する事務を実施することも家庭支援課から詳しくご説明させていただきます。

〈こども家庭支援課〉

こども家庭支援課です。よろしくお願いいたします。

わたくしから「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について」説明させていただきます。

この場で、お話ししたいことが2点あります。

1点目は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の策定経緯および、内容について、2点目は男女共同参画計画との関係についてです。

資料4-3の1ページをご覧ください。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以後、※女性支援法といいます)」は、年齢・障害・国籍等を問わない、すべての女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現のため支援の枠組みを構築、強化した法律。令和6年4月1日に施行されました。

これまで、女性に対する支援に関しては「売春防止法」による婦人保護事業により、売春を行う恐れのある女性を「保護・更生」することを目的におこなわれてきました。

女性を取り巻く環境が大きく変わる中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を、「売春防止法」から脱却させ、対象者の包括的な支援制度として新法の施行となりました。

2ページをご覧ください。

「女性支援法」の目的は、第1条に女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する。とあります。

女性が女性であることで負わされている困難の中で、とりわけ女性の尊厳を傷つけ、回復に長期的な時間を要することとなる深刻な被害であるハラスメントやDV、性暴力や性的搾取などから女性を守るための支援施策を推進していく必要があります。

続きまして第2条「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情による日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、そのおそれのある女性をいう、とされています。

第3条基本理念には「女性の意思の尊重」「民間団体との協働により支援」「人権の擁護と男女平等の実現」を掲げ、困難を抱える女性への包括的支援を行政と民間団体、関係機関が連携し、早期から切れ目なく実施する、と明示されています。

真ん中の、第7条第7条基本方針、第8条第8条についてですが、女性支援法に基づき「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」、長いので以後「基本方針」と呼びます、これが公示され、都道府県や市区町村が困難な問題を抱える女性への支援を実施するための基本計画を策定する際の指針となっており、市町村は市町村基本計画の策定に努める、とされています。

以上が、女性支援法の説明になります。

次に、船橋市男女共同参画計画との関係についてです。

「女性支援法」の市町村基本計画策定に関して、第8条で、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画を定めるよう努めなければならない、とされています。

基本方針には、「政策的に関連の深い他の計画、先ほど説明ありましたDV防止法に規定する市町村基本計画、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画等と一体のものとして策定することができる」とされており、また、女性であることに起因して日常生活及び社会生活上において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている趣旨に従い、基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要、と記載があります。

市町村において、「女性支援法」に係る基本計画の策定は、努力義務ではありますが、本市においては、この計画が男女平等の実現に資する計画で、また、女性の人権の尊重や自立を目指すものであることから、政策的に関連の深い、第5次男女共同参画計画に新たに位置づけたいと考えております。

こども家庭支援課からの説明は、以上となります。

マイクを市民協働課に返します。

〈事務局〉

市民協働課です。

新たに策定する第5次計画について「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画に位置づけすることについて、本日、委員会のご意見をいただければと思います。

説明は以上です。

〈泉会長〉

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局から議題(4)について説明がありましたが、まず質問をいただきまして、その後に意見をいただくという形でお願いしたいと思います。

まず、ご質問等ある方はお願いします。

〈泉会長〉

私から事務局にお尋ねしたいと思います。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画を第5次計画に位置付けすることになった場合、資料4-2の一番後ろのページで施策の体系のところ、元々⑦ですか、生活上の困難に直面する女性等への支援が入っていると思いますが、今回の計画に位置づけとなった場合、どのような形でこども家庭支援課さんにも参加していただくのかとか、影響を具体的に、今の時点で結構ですので教えていただければと思います。

〈こども家庭支援課〉

こども家庭支援課です。

さきほど会長おっしゃったように、女性への支援の項目が第4次の計画にも、一部、ひとり親であったりとか、生活困窮者への支援であったりとか入っていますので、同じように困難な問題を抱える女性への支援というところは同様に考えられるのではないかと考えております。また、計画の中に新たに困難な問題を抱える女性への支援への施策を新たに立ち上げるということを考えているというよりかは、元々、こども家庭支援課が女性相談室で女性のあらゆる相談を今までもずっと行っておりまして、これが配偶者暴力防止法ができた時も配偶者暴力相談支援センターになって、配偶者暴力の相談もするけれども他の

相談も併せてしている女性相談で今回のこの問題も捉えて支援できるという形なので、新たな施策というところまでは考えてはいないが、もう少し女性相談の中身を深めて載せていただけるとよろしいのではないかと考えております。

大きく計画の内容とか性質を変えてくださいというお願いではなくて法の趣旨に沿って、一緒に載せることをご検討いただけると良いのではないかと私どもは考えております。市民協働課はいかがでしょう。

〈事務局〉

市民協働課です。

こども家庭支援課から説明ありましたとおり、第4次男女共同参画計画の中の方策に、生活上の困難に直面する女性等への支援が項目としてありますが、これを細かく見るとひとり親家庭への支援や若年無業者への経済的な支援や就労支援、そういった部分が第4次計画では定められておりました、それに加えてあらゆる女性への支援という形での計画策定が今後進むということで男女共同参画に資するものであると考えておりました、あわせての市町村計画の位置づけとなるのが市民協働課としても良いのかなとは考えております。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

元々、この枠組みの中に入っていい、一緒に位置付けていくことが適切なのではないかとということだったかと思えます。

他にご質問等がなければ。

〈文川委員〉

会長よろしいですか。

〈泉会長〉

はい。どうぞ。

〈文川委員〉

こども家庭支援課に聞きたいんですが、方針7番の中の方策16番と17番、推進のため

の啓発・相談、またそれに関する教育や学習機会の充実とありますが、この発掘はどのように発掘するのでしょうか。相談者が来るのを待つのでしょうか。それとも自分たちが街へ出かけるのでしょうか。それが分かれば教えてほしいです。

〈泉会長〉

お願いします。

〈こども家庭支援課〉

こども家庭支援課です。

資料4-3の下の方に載っております。民間団体との協働による支援にて、支援対象者の意向を勘案し、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援、その次に官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援、どんな支援も考えられるんですが、この法律では、相談者の相談もですが他にもアウトリーチできめ細やかな支援ということも提案されています。それが市町村でもできる範囲で動き始めているところです。本市でも実際に、私どもこども家庭支援課が実際に行っているものではないですが、千葉県の施策の中にフィールドが船橋で発掘というのをされていてアウトリーチという形で実際に繁華街のようなところを巡回して問題を抱えているのではないか、困っていないか、それこそトータルでキャッチングしているような女の子がいるとは考えにくいんですけども、そうでもしても、そこまでしてあげたいんですけど繋がらない人がいるのではないか、というような発掘をしていると聞いています。それも今回の法律のもとに始まったばかり、始まって数か月なので、県の報告もききながら市でも何かできるのかどうか検討していかなくてはいけないかなと、今考えているところです。

〈泉会長〉

よろしいですか。ありがとうございました。

〈文川委員〉

いいですか。

〈泉会長〉

お願いします。

〈文川委員〉

結局、民間団体からの報告を待つという形になるんですね。

そういう問題が来ないと行政としてはなかなか入っていくことが難しいじゃないですか。だからNPOとかにやってらもうことがありますよ。それは彼女たちの団体がある程度発掘して、それで自分たちができなければ行政に色々な話をもっていく、という順序だと思うんですが。

だから、今のこども家庭支援課の話によると、いかにも自分たちが出かけて色々な問題を発掘するように聞こえてしまう。行政とはそういうものではないですよ。

〈こども家庭支援課〉

少し説明が悪かったと思います。

民間団体とかからもらうという形ではなくて、協働してというのがこの法律のコンセプトなので、一緒に問題発掘について考えて検討しながらどんな方法が一番良いのかというのを検討していかなくてはいけないと考えておりますので、今後、船橋としても何ができるのか、どの地域にどんな相談につなげたい女性がたくさんいるのかというのはお調べしながら新しい施策を考えていかなければと考えているところです。

〈文川委員〉

はい。わかりました。

〈泉会長〉

ありがとうございました。他にご質問あるでしょうか。

そうしましたら、今後策定予定の第5次計画において、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律による市町村計画にも位置づけすることについて、本日の委員会で判断をしたいと思います。皆様、位置づけすることについて意義や意見ございますか。

～「賛成します」との発言あり～

〈泉会長〉

ありがとうございます。特に異議はないようですので、委員会としては異議なしという

ことで結論にさせていただきます。

以上で議題（4）の議事は終わりました。

続いて、議題（5）「令和7年度男女共同参画市民アンケート（案）について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉

はい。説明させていただきます。

資料5-1をご覧ください。

議題（4）での説明どおり、令和8年度に策定を予定している第5次船橋市男女共同参画計画の基礎資料とするため、市民を対象とした意識調査を実施し、市民の男女共同参画に関する意識の変化や実態を把握するとともに、課題の解析等を行い、計画策定の基礎資料を収集するため、男女共同参画市民アンケートを令和7年度に実施する予定です。

本日は、事務局で検討しましたアンケート案をお示しいたしますので、今後、委員の皆様から案に対するご意見をいただきたいと考えています。

1. 調査概要です

調査対象は、市内在住の満18歳以上の2,000名

調査期間は、令和7年9月10日～9月30日

調査内容は、男女平等、女性活躍の推進、仕事と家庭生活の両立、性的少数者、DVなどについてです。

調査方法は、郵送にて調査票、返信用封筒を配布し、回答は郵送又はインターネットで回収。標本抽出は、住民基本台帳に基づく無作為抽出です。

2. 基本方針を3点掲げております。

1点目、前回調査を原則踏襲するが、一部の設問や選択肢の追加及び削除とし、経年変化を見るため、前回調査（令和2年度）の設問内容及び選択肢は可能な限り踏襲します。

ただし、国や県の調査結果と比較可能なこと、時代の変化に合わせること、計画策定に活用できること、市の施策検討の資料とすること等を考慮し、一部の設問や選択肢の追加

及び削除の見直しをします。

2点目、条例に関する設問を追加とし、男女共同参画に関する条例について、船橋市での制定の検討をする資料とするための設問を追加します。これについては、後ほど詳しくご説明いたします。

3点目、調査項目数は25問以内とし、回答者の負担に配慮して、調査項目数を25問以内とします。なお、前は19問でした。

3. スケジュール

本日から4月11日までに委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。委員の皆様からいただいた意見を反映し、次回開催を予定しております7月に内容の確定をしたいと思います。

その後、9月にアンケート実施、来年1月に報告書を作成、本委員会では来年2月に開催の予定がありますので、その際に報告させていただきたいと考えております。

4. 過去の回答率

前は5年前の令和2年に実施し、回答率42.2%の結果でした。

5. 国・県・市のアンケート項目比較

国では内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査を令和6年に実施。

県では令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査しております。なお、県でも令和6年度に調査実施したことは確認しておりますが、報告書は今のところ公表されておられません。直近での調査結果ということで令和元年度実施のものと比較させていただきました。

記載されている表のとおり、項目を比較しました。

国では、夫婦の名字・姓に関する意識についての項目がありますが、選択制夫婦別姓の議論については国の検討事項と捉えておりますので市では質問に入れておりません。

県では3学校や家庭における子供の教育について4人権について8少子・高齢化について、項目としてございます。事務局としては教育については教育委員会所管での検討事項と捉えており、県での質問項目は教育委員会に共有します。人権の質問については、市では、例えば男女の地位の平等間や性的少数者が差別を受けているかとの質問をしております。少子高齢化について、質問項目として、あなたは子育てに関わっていますか等の質問

をしておりましたが、市の令和 7 年度の案では、家庭内での子育ても含めて家事や介護の役割分担について質問を入れております。

資料 5-2 をご覧ください。

事務局で検討したアンケート案でございます。字が細かくて大変恐れ入ります。

表の見方を説明させていただきます。表の左側の欄が事務局案です。続いて前回令和 2 年度アンケートからの変更点や理由、一番右の欄が質問の目的や、当該質問が国や県で実施されている質問か、市の第 4 次計画策定ではどのように活かされたかを記載しております。

全体では 25 問としております。

時間も限られていますので、本日は一部をピックアップしてご説明させていただきます。

アンケートの 16 ページをご覧ください。

大きな項目アルファベット J をご覧ください。

船橋市における男女共同参画に関する条例の検討の基礎資料とするために伺うものです。

船橋市では、現在、男女共同参画に関する条例はありませんが、平成 13 年に第 1 次男女共同参画計画 f（えふ）プランを策定し、現在は第 4 次計画まで進み、これまで、計画に基づき各種の施策を実施してまいりました。

男女共同参画に関するこれまでの動きとして、国では平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、その後、記載のとおり関係法律が施行されております。

千葉県では、令和 6 年 1 月 1 日に千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例が施行されております。この条例は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重されることを目的としております。

千葉県内の市町村では、平成 15 年から平成 21 年にかけて千葉市などが男女共同参画条例を制定、令和 5 年に木更津市が共生社会づくり条例、流山市が多様性尊重社会推進条例を制定しております。

質問 J-1 にて、船橋市における男女共同参画に関する条例について、あなたの考えに最も近いものは次のうちどれですか、という質問をしたいと考えております。

条例を制定することで男女共同参画の推進や、市民の意識の醸成につながるのではないかと、差別が減るのではないかと等の考えもあると思いますし、国や県で法律や条例が制定されている中で市に必要なのかという考えもあると思います。

また、市で制定する場合に男女共同参画条例にするのか、性的指向や性自認、いわゆる性の多様性に関することを含むか、千葉県条例のように国籍や障害、年齢等も含んだ多様性尊重条例が良いのか、様々なご意見があると思います。

本市での条例制定の検討については、今回の市民アンケートで市民の意識を把握するとともに、今後、本委員会にもご意見をいただきたいと考えております。

次に、資料 5-3 をご覧ください。

委員の皆様にはアンケート案をご確認いただいた後、4月11日までにご意見をご提出いただきたいと思います。ご意見がない場合でも「意見なし」と記入のうえ、ご提出をお願いいたします。提出方法は本資料に記載のとおり、メールまたは直接持参にてお願いいたします。

本日の資料では、資料 5-4 に内閣府の令和 6 年実施の調査結果報告書、資料 5-5 に千葉県の令和元年実施の調査結果報告書、資料 5-6 に船橋市の令和 2 年実施の調査結果報告書をつけております。資料が多くなり申し訳ございませんが、ご意見いただく際の参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございました。

ただいま事務局から議題 (5) について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。ご意見は詳しく見ていただいて書面またはメールで提出いただければと思いますが、この場で聞いておきたい事項ございますか。

はい。木暮委員お願いします。

〈木暮委員〉

木暮です。

アンケートに対する意見なんです、アンケートの選択のみにして意見を出した方が
良いのか、それとも実施母体であったり、実施の方法についても言及したほうが良いのか、
全部なのでしょうか。

〈泉会長〉

はい。お願いします。

〈事務局〉

もちろん、アンケートに関する選択肢のみならず全体として、こういった調査が良いの
ではないか等のご意見ありましたら、そこも含めてお聞かせいただければと思います。

〈木暮委員〉

理解しました。ありがとうございます。

〈泉会長〉

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今日お聞きしておいた方が良いことは大丈夫そうですか。

以上で議題（5）の議事は終わりました。皆様お忙しいとは思いますが、意見書の回答用
紙を期限内にですね。期限をもう一度事務局お願いします。

〈事務局〉

期限は4月11日でお願いいたします。

〈泉会長〉

ありがとうございました。では4月11日までに事務局にご提出お願いいたします。

以上を持ちまして本日の議題はすべて終了しました。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

〈事務局〉

次回の推進委員会についてご連絡いたします。

第4回の推進委員会につきましては、令和7年7月に開催を予定しておりますが詳細に日時は決まっておりません。決まりましたら連絡させていただきます。

内容としては、令和6年度事業評価報告書について、本日ご説明させていただいた男女共同参画市民アンケートの内容確定についてなどを予定しております。

市からの連絡事項は以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございました。皆様可能な限り次回もご出席をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。